

## 徳島市高齢者補聴器購入費 助成事業の開始について

聴力機能の低下により外出や日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、認知機能の低下や閉じこもりを予防し、積極的な社会参加や地域交流を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

### 対象者

- (1) 徳島市に住民登録があること
  - (2) 65歳以上であること(申請年度内に65歳に到達する場合を含む)
  - (3) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならないこと
  - (4) 原則として両耳の聴力レベルがいずれも40デシベル以上であり、耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器の使用が必要であると診断されていること
- 以上の要件を全て満たしている者

### 助成額

上限額3万円 (対象経費の2分の1以内、100円未満切り捨て)

※両耳、片耳を問わず上限額は3万円(助成は1人1回限り)

※管理医療機器として認定された製品で、市内の認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が調整し、適合状態が認定された補聴器を購入した場合に限る (集音器は対象外)

※助成対象 補聴器本体に係る費用のみ対象

※助成対象外 補聴器本体以外に係る費用

→診察料、証明書料、送料、修理費用、付属品 (イヤモールド等) など

## 申請方法

- (1) 窓口またはホームページ等で申請書類を入手する
- (2) 耳鼻咽喉科を受診し、「医師意見書」を作成してもらう
- (3) 市内の「認定補聴器専門店」または「認定補聴器技能者が在籍する店舗」で、相談、補聴器の試聴を行い、購入する補聴器の「見積書」の作成をしてもらう
- (4) 徳島市に申請書類を提出する
- (5) 徳島市から交付決定を受けたあと、補聴器を購入する
- (6) 徳島市に請求する

## 注意事項

- (1) 交付決定前に購入されたものは助成対象外です。
- (2) 医療機関を受診の結果、助成の対象とならない場合があります。
- (3) 医師による意見書の記入を受けた日から**3か月**以内に申請書類を提出してください。
- (4) 交付決定された年度内(3月末)までに購入した補聴器の領収書、請求書を市に提出する必要があります。
- (5) 年度途中で予算がなくなれば助成を終了することがあります。

## 受付開始

令和8年6月1日から受付